

平成 30 年度赤い羽根募金（平成 31 年度助成） テーマ募金（使途選択募金）参加団体募集要項

1. テーマ募金（使途選択募金）の目的

本テーマ募金は、多様化・複雑化する社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組むNPO、ボランティア団体等が、共同募金運動期間（1月1日～3月31日の3ヶ月間）において、自らが行う活動の趣旨を広く県民に啓発し、県民の理解と共感に基づく募金活動を展開することにより、団体の活動に必要な資金を募集し、その資金をもって社会課題の解決や地域福祉活動の推進を図ることを目的とします。

2. 参加対象団体

テーマ募金に参加できる団体は、下記の要件を満たしている団体とします。

- (1) 長崎県内で活動するNPO、ボランティア団体等で、団体としての活動実績が1年以上であること
- (2) 福祉に係る社会課題、地域課題を解決する活動に取り組んでいること
- (3) 課題をアピールしながら自らの活動の必要性を広く県民に伝え、共同募金の一環として募金を呼びかけることができる団体であること
- (4) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持ち、事業内容および経営情報を公開できる団体であること
- (5) 政治活動・宗教活動を目的とした団体でないこと

3. 助成対象とする主な事業

助成対象は、福祉に係る社会課題、地域課題とし、公的な制度では解決できない次の課題の解決に取り組む活動とします。

- (1) 社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援活動
- (2) ホームレスへの支援活動
- (3) 生活困窮者への支援活動
- (4) 虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- (5) 障害者の地域移行を支援する活動
- (6) 子どもの貧困対策となる活動
- (7) 自殺予防活動
- (8) 難病患者への支援活動
- (9) 犯罪被害者家族への支援活動
- (10) 子育てに悩む家庭への支援活動
- (11) 生活課題を抱える高齢者等への支援活動
- (12) その他、福祉に係る社会活動・地域課題の解決に取り組む活動

4. 参加団体の募集内容

- (1) 募集期間

平成 30 年 6 月 20 日（水）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

テーマ募金への参加希望団体は、所定の様式「テーマ募金参加申込書（様式1）」を本会へ提出して下さい。

- (2) 募集予定団体数
20団体程度

5. 募金運動期間

テーマ募金の運動期間（以下「運動期間」という。）は、平成31年1月1日から同年3月31日までとします。

6. 助成対象期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

7. 助成対象経費

原則として活動の実施、目標達成に必要な経費とし、主に次に掲げる経費とします。

- ・ 講師謝金
- ・ 旅費交通費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信費
- ・ 賃借料
- ・ 消耗品費
- ・ 備品購入費（団体の運営に必要となる備品は除く）
- ・ その他本会会長が必要と認める経費

8. 募金活動・助成金

(1) 募金活動

募金は、寄付者が参加団体専用の郵便振込用紙により行い、寄せられた寄付金は、共同募金として本会口座で受入れます。

各参加団体は、自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行います。

(2) 助成金

参加団体が、平成31年1月1日から同年3月31日までの運動期間に募った寄付金から事務経費を控除した金額を助成金とします。

(3) 助成金は、千円単位とします（千円未満切上げ）。

※参加団体が計画する必要額を超えた助成金となった場合は、事業の計画等について、再度本会と協議を行ったうえで、その団体へ助成することとします。

9. 事務経費

寄付金の受入れ管理や資材作成費（チラシ等）など、参加団体に寄せられた寄付金額の5%（千円未満切捨て）を事務経費としてご負担いただくこととなります。

事務経費は、助成金の送金の際に控除させていただくこととします。

なお、寄付金額により、事務経費が10,000円に満たない場合は、チラシ作成の実費分のご負担をお願いいたします（平成29年度参考 1枚10円×1000枚＝10,000円）。

10. 寄付金・助成金の確定

(1) 参加団体における寄付者名簿の作成

本会は、寄付金受入れの通知があり次第、郵便振込用紙（払込取扱票）の写をFAX等で送付します。各参加団体は、この郵便振込用紙の写に基づき、寄付者名簿を作成します。

(2) 領収書の発行

専用の郵便振替用紙（払込取扱票）の「振替払込請求書兼受領証」をもって本会の領収書に代えさせていただきます。

なお、共同募金会への寄付金に対する税制上の優遇措置を希望する寄付者につきましては、申し出により本会の領収書を発行します。

(3) 寄付者名簿に基づく寄付金の報告

参加団体は、3月31日付の寄付金受入れをもって締め切った寄付者名簿を添付した「寄付金集計報告書（様式3、様式3-1）」を本会あて提出します。

(4) 寄付金の確定

参加団体からの「寄付金集計報告書」に基づき、本会において各参加団体の寄付金を確定します。

(5) 運動期間終了後の寄付金と取り扱い

運動期間外に受入れた寄付金は、本会で預り金として取扱い、次年度の寄付金に加算します。

但し、該当団体が翌年度、本テーマ募金に参加しない場合は、本会が行う通常の赤い羽根募金として取扱います。

(6) 助成額の決定

寄付金の確定後、各助成団体への助成金を決定します。

11. 助成金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、助成決定を取消し、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- ①助成金を助成決定事業に使用しないとき
- ②助成決定事業の遂行が困難になったとき
- ③助成決定事業を中止したとき
- ④助成金に剰余が生じたとき

この助成金は、単年度事業への助成を原則としているため、剰余が生じる場合は本会に返還していただきますが、寄付者の意向を尊重し、該当団体が行う翌年度の事業に再助成します。

但し、該当団体が翌年度、本テーマ募金に参加しない場合は、本会が行う通常の赤い羽根募金として取扱います。

12. 助成事業の変更

助成を受けた団体が、平成31年度助成事業の事業内容等を変更する場合には、助成事業変更申請書（様式7）を本会に提出するものとします。

13. 助成事業に実施報告書

助成を受けた団体は、平成 31 年度事業終了後、1 ヶ月以内に「助成事業完了報告書（様式 8）」を本会に提出するものとします。

14. 助成事業の広報

助成を受けた団体が、助成を受けた事業を実施する際には、「赤い羽根募金」の助成金によるものであることを明示しなければなりません。

15. テーマ募金への参加申込みから助成事業完了までの流れ

(1) テーマ募金への参加申込書の提出

募集期間：平成 30 年 6 月 20 日（水）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

参加を希望する団体は、「参加申込書（様式 1）」を本会へ提出して下さい。

(2) 参加申込み内容の審査及び決定通知

平成 30 年 9 月中旬予定

審査結果は、参加希望団体に様式 2 により通知いたします。

(3) テーマ募金実施説明会

平成 30 年 10 月～11 月頃実施予定

テーマ募金に参加決定した団体に対し、本会より事業の実施に際しての説明会を行います。

(4) 運動期間

平成 31 年 1 月 1 日（火）～平成 31 年 3 月 31 日（日）

参加決定団体は、1 月 1 日から募金活動を開始します。

募金活動に必要な資材は、本会で貸与します。

◇例：肩掛け募金箱（街頭募金用）・卓上募金箱

(5) 寄付金の報告

締切：平成 31 年 4 月

参加決定団体は、運動期間終了後、3 月 31 日付で締め切った寄付者名簿を添付した「寄付金集計報告書（様式 3、様式 3-1）」を本会に提出して下さい。

(6) 助成事業変更申請書の提出

締切：平成 31 年 5 月中旬

寄付金の確定により、「助成事業変更申請書（様式 4）」を本会に提出して下さい。

(7) 助成金の決定および通知

決定通知：平成 31 年 5 月下旬

助成事業変更申請書を基に助成金を決定し、「助成事業決定通知書（様式 5）」を各団体に通知します。

(8) 助成金の請求及び交付

交付請求手続き：助成決定通知後

助成金の決定通知を受けた団体は、「助成金交付請求書（様式 6）」を本

会に提出して下さい。提出後は速やかに助成金を交付します。

(9) 助成事業の変更

助成事業の実施内容等を変更する場合には、「助成事業変更申請書【実施事業の変更】(様式7)」を本会に提出して下さい。

(10) 助成事業の完了報告

締切：助成事業完了後1ヶ月以内

助成事業が完了した場合には、助成期間終了後、1ヶ月以内に「助成事業完了報告書(様式8)」を本会に提出して下さい。

長崎県共同募金会 担当：齋藤

〒852-8104 長崎市茂里町3-24

TEL : 095-846-8682 FAX : 095-846-8565

Email : y-saitoh@akaihane-nagasaki.or.jp

